

農業委員会だより

農業委員会総会（許認可業務の審議会）が開催されました。

町農業委員会では、3月26日仲里庁舎において、平成29年度第12回農業委員会総会を開催し、農業者等から申請のありました案件を審議しました。

①農地法第3条の規定による許可申請→2件 審議の結果許可されました。

平成30年度第2回（5月）農業委員会総会の開催日 → 5月25日（金）
許可申請書及び届出書等の申請締め切り日 → 5月15日（火）

農家の皆様へ

農地の売買、贈与、賃借などには農地法第3条に基づく農業委員会の許可が必要です。

この手続きを行わないと、農地の権利移動は無効となります。また、耕作証明書等各種証明書の交付が出来ない場合があります。

農地を買いたい（売りたい）方、農地を借りたい（貸したい）方、農業をやってみたい方は、まずは農業委員会へご相談下さい。

老後の備えとして 農業者年金



どんな人が加入できるの？

次の3つの要件を満たす方であれば、どなたでも加入できます。

- ① 年間60日以上農業従事
- ② 国民年金 1号被保険者（保険料納付免除者を除く）
- ③ 60才未満



農業者年金の特徴は？

- 積立て方式で安心
- 加入・脱退も自由
- 保険料は全額社会保険料控除
- 農業の担い手には保険料補助
- 終身年金 80歳までの死亡一時金あり



農業者年金の内容やご相談については、最寄りの農業委員会か

J Aまたは農業者年金基金までお問合せください。

独立行政法人 農業者年金基金 ☎03-3502-3199（専門相談員）

お問合せ 久米島町農業委員会 ☎985-7134